10月から「産後パパ育休」等がスタートしました!

徳島労働局育児休業制度等相談窓口

へご相談ください!

改正法施行後、男性は 何回育児休業をすること ができるか



男性は育児休業をとれないと会社から言われた・・・

育児休業から復帰後 は戻る席がないと会社 から言われている

育児休業に関するあらゆるご相談に対応いたします。

徳島労働局育児休業制度等相談窓口

■ 設置期間:令和5年3月31日まで (土日祝・年末年始を除く)

■ 受付時間:9時00分~17時00分

■ 電話番号: 4088-652-2718

■ 相談先 :徳島市徳島町城内6番地6

徳島地方合同庁舎4階 雇用環境・均等室



就業規則(育児休業規定)の作成・変更に関するご相談は

「徳島働き方改革推進支援センター」でお受けします。

ご希望に応じて訪問してコンサルティングすることも可能です(全て無料)。

C 0120-967-951 まずはお電話ください。



